

# PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)概要

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

改定版概要

## PPP/PFI推進のための施策

コンセッション事業の推進	実効性のあるPPP/PFI導入検討の推進	地域のPPP/PFI力の強化
<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定</li> <li>○独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間において、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施</li> <li>・地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、分かりやすい情報の横展開</li> <li>・交付金事業等について、PPP/PFIの導入検討を一部要件化(公営住宅、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、浄化槽)</li> <li>・PPP/PFIの裾野拡大に向けて、地方公共団体の先導的な取組に対する地方創生推進交付金による支援やPPP/PFI導入に関する簡易検討マニュアルの周知等により地方公共団体の負担軽減を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インフラ分野での活用の裾野拡大</li> <li>○地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、民間企業の参入意欲刺激                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民対話の普及推進(民間提案の積極的活用等)</li> <li>・地域企業の事業力強化</li> <li>・PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度などを活用し、支援を強化</li> </ul> </li> <li>○情報提供等の地方公共団体に対する支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンストップ窓口制度、助言制度等の運用による支援強化</li> <li>・期間満了案件の検証</li> </ul> </li> <li>○PFI推進機構の資金供給機能、案件形成のためのコンサルティング機能や地域再生法の特例(※)の積極的な活用</li> </ul>
<h3>公的不動産における官民連携の推進</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園や遊休文教施設等の利活用推進</li> <li>・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備</li> <li>・特に市場性の低い地域での優良事例の成功要素抽出・横展開</li> </ul> </li> </ul>		
<h3>その他</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>○キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての導入支援/検討</li> <li>○コンセッション事業を含むPFI事業の課題を整理し、制度的対応の必要性を検討</li> </ul>		

## コンセッション事業等の重点分野

クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～令和元年度】、MICE施設【6件：～令和元年度】、公営水力発電【3件：～令和2年度】、工業用水道【3件：～令和2年度】  
 空港(6件)、水道(6件)、下水道(6件)、道路(1件)、文教施設(3件)、公営住宅(6件)の6分野については、集中強化期間中の数値目標は達成。今後も引き続き重点分野とし、コンセッション事業の導入促進等を図る。

## 事業規模目標

21兆円(平成25～令和4年度の10年間)  
 (コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、  
 公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円)

※平成31年3月に国会に提出された地域再生法の一部を改正する法律案が成立した場合